

◎豊後大野市議会基本条例制定(平成24年10月1日)後の基本条例に基づく議会活性化取り組み状況の検証

平成29年3月現在

番号	開始	内容	基本条例	備考	経費	成果	課題
1	平成24年10月から	賛否を議会だよりやホームページで公表	第13条	○×の一覧表	議会だよりは1ページあたり(1.54円×15,400部で)23,716円	個々の議案等に対する議員の考え方を明確に公表できるようになった。	特になし。
2	平成24年11月から	議員研修の実施	第19条	講師を呼んで、これまでに合計6回実施	平成28年度238,538円	議員としての能力及び品位の向上が果たせた。	成果については個人差がある上、目に見えるものでもないため、市民に伝わらない。
3	平成25年2月から	傍聴席のバリアフリー化、磁気ループ及び傍聴者用モニターの設定	第2条	新庁舎建設に伴い整備	当初設置費用のみ	傍聴者の利便性が向上した。	特になし。
4	平成25年2月から	議会図書室を設置	第21条	月刊誌や書籍等を購入	平成29年度230,000円(予算)	議員の調査研究を補助する環境が整った。	更なる利用促進が必要。
5	平成25年3月から	自由討議採り入れ	第3条・第17条	主に常任委員会の請願審査において活用		自由な討議で議論を尽くすことにより、合意形成が図られた。	議員からの自主的な自由討議採り入れの動議は無い。手法を含め、研修が必要。
6	平成25年5月から	議会活性化委員会の設置	第22条	各常任委員会から2名ずつ、6名で構成		議会の活性化を強く推進した。	次にどのような活性化に取り組むのが課題。
7	平成25年5月から	議会基本条例の研修	第4条	4年に1度の改選後に実施	紙代、コピー代	議会基本条例の理念の浸透が図られた。	条文と理念だけでは分かりづらいので、具体的な取り組みを示すなどの検討が必要。
8	平成25年8月から	議会報告会・意見交換会の開催	第14条	報告会はこれまで計5回実施、参加市民はのべ787名	紙代、コピー代、会場借り上げ料	市民に議会の活動状況を知ってもらうとともに、意見交換により、議員活動に市民意見の反映が図られた。	市民参加者数の伸び悩みや固定化。他市と比較すると会場数が多い。意見交換会での議員個人的な発言。
9	平成26年3月から	議案書の貸し出しを開始	第2条	2冊準備	紙代、コピー代	詳細な議案を知りたい市民に対し、その機会を提供した。	ほとんど貸し出し希望はない。(当市での市民の一番の関心は一般質問にあるためでは)

◎豊後大野市議会基本条例制定(平成24年10月1日)後の基本条例に基づく議会活性化取り組み状況の検証

平成29年3月現在

番号	開始	内容	基本条例	備考	経費	成果	課題
10	平成26年3月から	議案書をホームページに掲載	第2条	議案毎にPDF化	なし	詳細な議案を知りたい市民に対し、その機会を提供した。	特になし。
11	平成26年3月から	開会日、閉会日の本会議をケーブルテレビで生中継	第2条・第6条・第13条	一般質問はH23.6から生中継開始		市民に議会活動を知ってもらう機会を拡大した。	機器が未対応のため視聴率は測定できない。平成26年度に実施したアンケートの調査結果では、ケーブル利用者の12.5%の人が議会中継を見ている。
12	平成26年11月から	議会基本条例の検証	第23条	H28.12にも検証		検証を行った上で、必要に応じて修正を行い、より適切な条例とした。	内部検証のみで外部評価はしていない。
13	平成26年12月から	次回の定例会開会日をホームページで周知	第2条	閉会日の議運後、1週間以内にホームページに載せる		議会の日程をいち早く、そして広く市民に周知できた。	特になし。
14	平成26年12月から	参考人として意見陳述の機会を確保	第7条・第15条	平成27年6月、平成29年3月にも参考人を招致	実費弁償	参考人の意見を聞くことにより、委員会審査の充実が図られた。	本会議での参考人の招致実績はない。
15	平成27年5月から	所管する調査事項の全てを継続調査の項目とする議決	第16条	以前は、その都度、議会の議決後に委員会活動を開始		通年的に委員会を開催することが可能となり、委員会活動が活性化した。	特になし。
16	平成27年9月から	議会版事務事業評価	第8条	各常任委員会で1事業ずつH27、H28で実施		評価報告の回答を求めることによって議会提案の実効性を高めることができた。	議会が事務事業評価を始めたため、執行部はH27まで行っていた外部評価を廃止したが、それにより評価事業数からすると大幅な減少となった。
17	平成29年3月	議場コンサート	第2条	三重総合高校吹奏楽部に演奏を依頼	記念品代	親しみやすい開かれた議会をPRできた。	機器が対応していないため、ケーブル生中継が出来ない。生中継する場合は、かなりの予算措置が必要。関係者以外の傍聴は少なかった。
18	平成29年3月	政策提言及び政策立案	第8条	政策提言は各常任委員会で取り組み、市へ提言。政策立案は産業建設常任委員会で検討し、条例を発議		成果が出るのはまだ先だが、政策提言に対する執行部の対応については、今後の所管事務調査で確認していくため、委員会活動の活性化が期待できる。	政策提言の取り組みは、常任委員会で実施するのが適切か検討が必要。事務事業評価と比較すると具体性が乏しい。